

第1回企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成19年11月21日(水) 10:00~12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎2号館11階 国土交通省土地・水資源局局議室
- 3 出席者 美添部会長、高木臨時委員、清水専門委員、高橋専門委員、小原専門委員
審議協力者(内閣府、総務省統計局、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府)
調査実施者(麦島土地情報課長、四日市企画官、石井専門調査官)
事務局(中島内閣府統計委員会担当室長、犬伏統計審査官、坂井副統計審査官、宮内統計利用専門官)
- 4 議 題 平成20年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について

5 議事概要

- (1) 調査実施者から調査の概要、今回の改正点について説明があった後、事務局から前回答申の「今後の課題」、統計委員会に諮問した際の意見等について説明が行われた。その後、委員等から計画内容等に関する意見が出された。

主な意見は以下のとおり。

- ・ 本調査については、SNAとの関係を整理するとともに、一次統計としての目的自体が現行のままではよいのかについて議論が必要である。
- ・ 本調査の目的が、具体的にどのような土地政策のために何を調べているのかをはっきりさせるべきである。
- ・ バブルの終焉により、企業における不動産の位置付けが変わってきているので、本調査の目的を土地政策、土地利用に限定しないで、もっと広い問題設定が必要なのではないか。例えば、土地市場で証券化が出てくれば調査事項として増やすなど、目的と改正内容を合わせて考えていく必要である。
- ・ 本調査はストック統計として利用する場合、世帯の調査は別にあり、法人はこの調査で把握しているが、他にも抜けているものがあるのではないかと考えると利用しづらいものであり、ユーザーとしてみた場合、使用する魅力の低い調査である。
- ・ 統計調査を民間委託する際には、守秘義務違反については罰則の適用も辞さない統計法の運用を考えるべきである。

- ・ 5年に1回の調査でいいのか。変化の激しい都市部のみでも3年程度で調査が必要ではないか。
 - ・ 行政資料としては、固定資産台帳や登記簿などがあるが、いずれも土地をベースとしたデータであり、本調査のように所有者ベースで把握したものではないので、名寄せをして利用するのは難しい。本調査の所有者ベースでの統計が重要となってくる。
 - ・ 内閣府では固定資産の課税ベースで資産額を算出しているが、今後この調査を利用することを検討できないか。
 - ・ SNAの推計の誤差が大きいといわれているが、本調査をSNAのストック統計の推計への利用を検討してもらうのが重要ではないか。利用することでSNAの推計誤差を少なくする手立てがあるのではないか。
 - ・ ユーザーとしては、他の統計調査と統合、接合して利用可能となるよう企業番号を統一するなどしてもらいたい。
- (2) 部会長から論点(案)の提示・説明が行われ、了承が得られたため、以後、論点に沿って審議が進められた。
- ア 「法人土地基本調査及び法人建物調査の意義」について
- ・ 現在のSNAの土地資産額の推計において、本調査は利用されていないが、面積のところで活用の余地があるのではないか。
 - ・ 内閣府としては、SNAの推計方法は国民経済計算部会で整理してもらい、本調査で使える部分があれば検討していきたい。
 - ・ 部分的にでも本調査を利用できるのであればSNAに利用してもらいたい。また、大きな報告者負担を伴うものでなければ、内閣府から調査事項などの提案をしてもらいたい。
 - ・ 本調査をSNAに利用するかどうかについては内閣府が判断することであり、本部会としてはその判断は差し控えることとする。
- イ 「法人土地基本調査 1 調査事項・調査票」について
- ・ 調査票のレイアウトの変更は了承。
 - ・ 調査事項には特に意見がなかったが、次回、再度確認することとなった。
- ウ 「法人土地基本調査 2 調査方法」について
- ・ 今後、平成21年経済センサスが実施され信頼性の高い名簿が整備される。それを使うと捕捉精度が上がる。次回の調査に向けてそれを用いることを検討する必要がある。
- (3) 次回の部会は、平成19年12月7日(金)13:30から開催することとなった。